

平成29年1月から振替納税の領収証書が送付されなくなります。

現在、国税を口座振替により納付していただいた方には、口座振替の都度、金融機関から領収証書が送付されておりますが、会計検査院の指摘を踏まえ、国の経費節減の観点から、平成29年1月以降、領収証書の送付に代えて、次のとおり対応します。納税者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、平成28年12月までは、これまでどおり金融機関から領収証書が送付されます。

- 振替納税をご利用いただいている方で申告所得税及び復興特別所得税又は消費税及び地方消費税の申告書をe-Taxにより申告していただいている方は、e-Taxホームページ等の「振替納税結果」メニューから振替納税結果が確認できるようになります。



- 振替納税をご利用いただいている方で書面による証明が必要な方には、税務署にて口座振替がなされた旨の証明を行います。

